

地域で安心して暮らすための地域ネットワークづくり
権利擁護支援の「中核機関」を設置しました

障害や認知症があっても安心して暮らせるよう、福祉・司法・医療のネットワークづくりに取り組むため、「中核機関」を地域包括支援センター内に設置しました。

「障害のある子どもの親亡き後が心配」
「1人暮らしの親が認知症になり、財産管理が必要になった」
「成年後見制度の利用には、どのような手続きが必要なのか」など
心配なこと、困ったことなど気軽にご相談ください。

中核機関とは

○成年後見制度(※)の利用を検討している人への相談、アドバイス、広報などによる周知、成年後見制度に関する研修会の実施などを行います。

(※)認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な人の支援者を選び、法律的に支援する制度です。判断能力があるうちに任意後見人を決めることもできます。

○適切な支援につなげていくために、弁護士会や司法書士会、社会福祉士会などの専門職団体を始め、社会福祉協議会などの各関係機関との体制づくりを行います。

☎地域包括支援センター（おとしより相談センター） ☎820-5615

広島県思いやり駐車場利用証を交付します

広島県では、県内の公共施設や商業施設などに設置された身体障害者等用駐車場(車いすマークがある駐車場)を適正に利用していただくため、障害のある人や歩行困難な人に思いやり駐車場利用証を交付しています。

☑以下に該当する人

- ①身体障害者(区分、等級により制限があります)
- ②知的障害者(㉠・A)
- ③精神障害者(1級)
- ④難病患者
- ⑤高齢者(要介護度1以上)
- ⑥妊産婦、けがなどで歩行が困難な人

☑社会福祉課、広島県地域共生社会推進課、各厚生環境事務所、各市町の窓口

☑無料

☑障害者手帳、介護保険証などの証明書類

☑社会福祉課

☎820-5635

広島県地域共生社会推進課

☎513-3144



献血のご協力ありがとうございました

10月31日(火)に役場で実施した献血では、70人にご協力いただきました。ありがとうございました。ここでは、5回以上、5回刻みの献血回数に到達した人を紹介しています。



(敬称略)

回数	氏名(地区)
10回	奥畑 剛(出来庭)
40回	丸井 泰昭(川角)
95回	佐伯 浩(中溝)

公衆衛生推進協議会(生活環境課)

熊野町郷土史研究会講座を開講します

広島県立歴史民俗資料館の先生をお招きして、郷土史研究会講座を開講します。土器づくりや土器焼きを体験してみませんか。

【研究会講座(年会費・2,000円)】

☑東ふれあい館

☑講師 広島県立歴史民俗資料館 西村直城

☑東ふれあい館 ☎820-5580

▷土器づくり

☑令和6年2月10日(土) 14:00~16:00

☑¥1,000円 ☑12月27日(水)まで

▷土器焼き

☑令和6年3月17日(日) 10:00~15:00

☑¥1,000円 ☑12月27日(水)まで

(教育総務課社会教育グループ)

令和6年すこくまポイントについて

■ポイント数(奨励金)の上限を上げます

令和6年1月1日(月)からポイント数(奨励金)の上限を
上げます!

これまで	これから
ポイント数の上限 5,000ポイント	ポイント数の上限 10,000ポイント
奨励金の上限 5,000円	奨励金の上限 10,000円

※新しい奨励金の上限は令和6年1月1日(月)以降に付与されたポイントの交換に適用します。

☑町内に住所を有し、令和6年1月1日(月)現在で満40歳以上の人

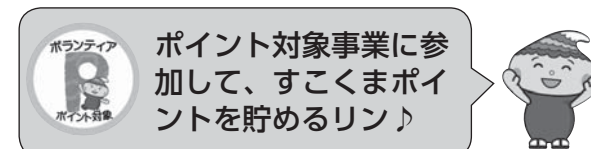
■令和6年すこくまポイントカードを交付します

令和6年用「すこくまポイントカード」を12月11日(月)から次の窓口で交付します。

※令和5年用のポイントカードでは令和6年1月1日(月)以降のすこくまポイントを貯めることができません。

○すこくまポイントカード交付申請窓口

- ・高齢者支援課
- ・町民会館
- ・西防災交流センター
- ・東防災交流センター



○奨励金支給までの流れ

- ①すこくまポイントカードの交付
- ▽
- ②ボランティア活動などでポイントを貯める
- ▽
- ③奨励金支給の申請をして、奨励金を受け取る

☑高年齢者支援課 ☎820-5605

令和6年度 放課後児童クラブ入会申し込みのご案内

◆申込書などの配布

12月1日(金)から子育て支援課で配布します。

※現在、放課後児童クラブ(以下「クラブ」)に入会している児童には各クラブで配布します。

※申込書は町ホームページからもダウンロードできます。



◆児童クラブへの入会要件

以下の(1)~(3)のすべてを満たす人

- (1)町内の小学校1~6年生までの児童
- (2)放課後児童クラブ保護者負担金の滞納がないこと
- (3)次の①~⑦のいずれかにより、保護者のいずれかが昼間家庭にいない場合

- ①保護者の就労
- ②保護者の出産前後(入会期間は出産予定日前2か月にあたる日から出産後2か月にあたる日までの間)
- ③保護者の疾病
- ④同居親族の介護
- ⑤就労を目的とした職業訓練、学校への就学
- ⑥障害児者の通学などの付き添いをしている
- ⑦その他、上記に類する状態として認められるもの

◆申込受付

☑令和6年1月10日(水)~26日(金)
8:30~17:00(土日祝日を除く)

【中途入会を希望される人の受付期間】

入会希望日の2か月前~2週間前まで

【夏季休暇期間を希望される人の受付期間】

令和6年6月3日(月)~21日(金)

☑(1)子育て支援課

※新規の申し込みの場合は、家庭の状況(就労先・時間などの内容)や入会児童の状況がわかる人が必ずお越しください。

(2)各クラブ

※現在クラブに入会し、来年度も入会を希望する人は、各クラブでも受け付けます。

☑子育て支援課 ☎820-5623

シルバーリハビリ体操教室情報 いつまでも自分らしく生活するためのリハビリ体操教室です

☑地域福祉会館 ☑毎週木曜13:30~14:30 ※12/28、1/4休

☑東防災交流センター1・2・3 ☑毎週水曜10:00~11:00 ※12/28、1/4休

☑西防災交流センターA ☑毎週金曜13:30~14:30 ※12/29休

☑西防災交流センターB ☑毎週火曜13:30~14:30 ※1/2休

☑東ふれあい教室 ☑毎週金曜10:00~11:00 ※12/29休

☑西ふれあい館C ☑毎週月曜13:30~14:30 ※1/1、1/8休